



「立地適正化計画」に関する住民説明会を開催します

市では、人口減少が進む中でも住みやすい・住み続けられる「コンパクトなまちづくり」を推進するための「立地適正化計画」の策定を進めています。

計画の中で設定する宅地開発や、集合住宅などを誘導する「居住誘導区域」、市民の生活を支えるさまざまな施設などを誘導する「都市機能誘導区域」などについての素案を説明し、市民の皆さんのご意見をお聞きます。

とき 10月17日(火) 午後6時～

ところ 市民図書館

対象 市内に在住・通勤・通学している人

※申し込みは不要です。

※中央駐車場をご利用ください(無料券を配布します)。

☎ 都市整備建築課 ⑤6735

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

戦没者などのご遺族の皆さまへ
第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています

対象 戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合、次の先順位のご遺族お1人

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 戦没者などの①父母②孫③祖母④兄弟姉妹(要件により順位が入れ替わる場合があります)

4 右記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 平成30年4月2日(月)

※既に第10回特別弔慰金の国債をお持ちの人や請求中の人は、手続きの必要はありません。

☎ 生活福祉課 ⑤6718

市民へのふるさと納税の謝礼品が取りやめとなります

市では、市内・外の寄付者に対し、寄付金額に応じた謝礼品を贈呈して

弾道ミサイルから身を守るために!

☎ 総務課 ⑤6703

弾道ミサイルの発射により、青森県内に影響があると判断された場合には、全国瞬時警報システム(Jアラート)から緊急速報メール、エリアメール、市から駒らん情報メールを配信します。弾道ミサイルは、発射から極めて短い時間で到達しますので、状況に応じて適切な行動をとってください。

ミサイル発射の情報が伝達されたとき

①屋内にいる場合…

屋外には出ないでください。できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。

②屋外にいる場合…

直ちに近くの建物の中、または地下に避難してください。

市の小・中学校や公共施設では、開館時間中は一時的に避難の受け入れを行っています。また、市役所など当直のいる施設は、時間を問わず避難の受け入れを行っています。

また、近くに適当な建物などが無い場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

③自動車などを運転している場合…

出来る限り道路外の場所に車両を止め、②と同様の対応をしてください。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp>)をご覧ください。

いましたが、総務省からの通知を踏まえ、市民に対する謝礼品の贈呈は10月31日(火)受け付け分をもって取りやめることといたします。

※11月以降は、市民への謝礼品はありませんが、寄付は引き続き受け付けいたします。

☎ 政策財政課 ⑤6710

毎週月・金曜日は、市民課窓口業務の一部を午後6時まで延長しています

利用可能な窓口業務

▼各種証明書の交付(住民票、戸籍、印鑑証明書、身分証明書、戸籍の附票、記載事項証明書、現況届)

▼マイナンバーカードの交付

☎ 市民課 ⑤6755

【有料広告欄】

総務課広報男女参画係 ☎ ⑤6702